



社会福祉法人 清水福祉会
特別養護老人ホーム柏尾の里

〒424-0009 静岡市清水区柏尾387番地の2
Tel054-347-5261 / Fax054-347-5262
<http://www.shimizufukushikai.com>
～介護が必要な方を応援します～
心と心のつながりを大切に

せせらぎ



みんなを笑顔に!!

柏尾の里ホームヘルパーです★



乾燥の季節がやってきました。空気が乾燥すると肌がカサカサするだけでなく、インフルエンザなどの感染症の原因となるウィルスが増加します。

寒く、空気が乾燥するこれからの季節は、低温・低湿を好むウィルスにとって最適な環境です。寒くなってくると部屋を締め切り、暖房をつけて過ごすようになるので、家の中は外よりも更に乾燥します。皆さんは家の中の乾燥対策はしていますか？

この時期ヘルパーがおすすめしているのは「洗濯物を室内に干す」ことです。洗濯物が乾くときに出る湿気で家の中の湿度を上げることができます。でも、今日は洗濯物がない!!という日もありますよね。そんな時はタオルを濡らしてハンガーにかけるだけでも湿度を保てるそうです。家の中が乾燥しているなど思ったときに、ぜひ試してみてください。

訪問介護：自宅で生活を営むのに支障のある高齢者のお宅を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供いたします。



居宅介護事業所 柏尾の里

ケアマネジャー(介護支援専門員)のお仕事

ケアマネジャーの仕事について、なにをする人なのか疑問に思っている方も多いと思います。

私達は、介護の必要な方がご自宅で過ごすことができるよう、いろいろなサービスを提案し、つなげていく橋渡しの仕事です。その人らしい暮らしが出来るようにお手伝いのできるかと考えています。

暑い夏が終わり、過ごしやすい季節になったと思っていたら、急に冬が来てしまったような気候になってしまいました。気温の差が激しくなり、体調を崩しやすい時期なので、健康管理には気をつけましょう。

居宅介護支援事業所：介護支援専門員(ケアマネジャー)が、在宅にお住まいの方の生活や介護に関する相談を請け負う所です。

デイサービス 柏尾の里

デイサービス：日帰りでご利用頂くサービスです。ご自宅まで送迎いたします。入浴や食事、機能訓練などを行います。一般型では主にグループ活動を、認知症型では、少人数での個別ケアを中心に行います。



柏尾の里と一緒に働きませんか

<http://www.shimizufukushikai.com>

柏尾の里では、我々と共に働いてくださる介護員を募集しております。詳細についてはホームページ、または柏尾の里の事務局までお問い合わせください。

<入所部門>施設に入所されている要介護状態のご利用者様の介護・健康管理等
・介護員(正社員)若干名 基本給170000円～他各種手当 週休2日 交代勤務制
・介護員(パート)若干名 時給950円以上 1日3～6時間 週3日程度より応相談



高部地域包括支援センター

～いつまでも元気で過ごすために～

高齢者の冬の製品事故にご注意を！

少し前まで半袖の服を着ていたような気がしますが、朝晩とめっきり気温が下がり、「そろそろストーブを出そうかな…」とお考えの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

平成23年度～27年度までの5年間に、石油ストーブや、ガスコンロなどの消費生活関連製品で起こった事故は1284件で、そのうち103人が死亡し171人が重症を負っています。

これらの事故のうち、65歳以上の方の占める割合は、石油ストーブで62.2%、ガスコンロで46.4%、石油温風暖房機で45.2%と高齢者の方の比率が高くなっています。

一般に、高齢者は住宅内での生活時間が長く、加齢に伴い視覚・聴覚等の感覚機能も、運動機能も低下していることが多く、若い年代よりも事故が発生しやすい状況であるのかもしれない。

ご自宅や、お身内の方の暖房器具は、適切に使用されているか、燃えやすいものを近くに置いたりしていないか、本格的な暖房シーズン到来の前に見直してみることをお勧めします。

地域包括支援センター：地域住民の保健・福祉・医療の向上の為に支援や、要支援認定を受けた方の介護保険サービス利用のお手伝い等を行います。

入所施設 ～長期入所・ショートステイ～

長期入所：要介護の認定を受けている方で、自宅で介護を受けて生活するのが困難な方に入所していただき、生活をしていただく施設です。
 ショートステイ：短期間（数日～1週間程度）入所していただき入浴、食事、排泄等の介護や、レクリエーション等を行う施設です。

生活相談員の榎林です。8月、9月には柏尾の里の一大行事である、夏祭り、敬老会を開催しました。その他様々な行事を行ないましたので、ご紹介したいと思います。これから季節は冬に向かっていきますが、利用者、職員一同、健康に楽しく過ごしてまいりたいと思います。



もう少し詳しく知りたい！
介護保険制度
 平成12年4月からスタートした介護保険制度。15年以上が経過し、一般の皆様にもその制度が浸透してきたのを感じます。しかし、一体どういう制度なのか、まだよくわからない方も多いのではないのでしょうか。そこで、ここでは静岡市介護保険課のホームページに書かれている内容を、要約してお伝えします。

第9回 相談・苦情がある場合

介護保険に関し困ったことがあったら、早めに事業者や担当のケアマネジャーに話をして解決できるようにしましょう。また、各区役所内高齢介護課にも窓口がありますので、ご相談ください。例えば……

- ・家で介護の手間がかかるのに、思ったより要介護認定が低かった
- ・ホームヘルパーに来てもらっているが対応に不満がある
- ・介護保険料に関する疑問・不安がある

…などの疑問、苦情がある場合にはご相談ください。

トラブルの多くは説明不足や理解不足が原因となっています。サービスの質を高め、より充実させるために、サービスの内容についてキチンと確認するように心がけましょう。

＜区役所等受付窓口＞

清水区役所高齢介護課…054-354-2110 静岡市役所介護保険課…054-221-1377

＜介護保険制度に位置づけられた国が定めている苦情対応機関＞

- 国民健康保険団体連合会…054-253-5590

介護保険制度上での苦情処理窓口として、都道府県ごとに設置されている機関です。広域で事業を展開するサービス事業者に対する対応や、市で対応が困難な場合、調査、指導、助言を行います。

- 介護保険審査会…054-221-3395

県に設置され、市町村の行った処分に対する不服申立ての審理、議決を行います。要介護、要支援認定に関することや、介護保険法の規定による徴収金に関すること等です。

＜静岡市独自の取り組み 介護相談員派遣事業＞

介護保険施設等を定期的に訪問し、入所されている利用者の気軽な相談役としてお話を伺います。

サービス提供事業者との「橋渡し役」となって、不安や不満の解消の手助けをしていきます。

